

本年4月より内閣府の犯罪被害者等施策推進室の参事官に着任いたしました池田暁子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今回、多くの都道府県・政令指定都市の課長さんに御参加いただくことができまして、本当にありがとうございました。ほぼ全国なのです。来年は文字どおり全国の皆様の御参加をいただきたいと願っているところでございます。どうぞ、今年御参加いただいた方々はまた来年リピートしていただくよう、よろしくお願いいたします。

当方どもの御報告といたしましても、今回机上にも配付いたしました「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引」を作成させていただいたということがメインでございます。

これは、もう既に御案内のとおり、性犯罪・性暴力被害者のために総合的な支援を行うという、それをできる限り1か所で提供するという意味での支援センターを設置する、また運営していくに当たってどんなことが注意すべきことであるか、どういうふうに考えていったら良いかというノウハウものでございます。作成するに当たりましては、勿論、加藤先生でありますとか、警察庁でありますとか、御参加いただきましたし、他の有識者でありますとか、犯罪被害者御自身でありますとか、いろいろな御知見をお借りしながら、被害者に寄り添う形での支援というのはどういうものがあり得るのかというのを模索しながら作った手引でございます。

地方自治体や民間団体など、ワンストップ支援センター開設・運営を考えておられる方のためのノウハウものではありませんが、加藤先生の御報告にもありましたように、SACHICOがいきなりSACHICOとして存在しているわけではないのです。SACHICOができるまでには、先生が長らく女性の視点でクリニックを開催したり、産婦人科医として知見・経験を重ねてこられて、そして、また、大阪に長く性暴力被害の支援に当たってきたジェンダーと性とか、女性の体とかということを結び付けて考えてこられた支援団体があつて、そして非常に協力的な弁護士がいて、そういった強いネットワークが基盤にあつて、では、被害者視点に立って見たらどういう支援が必要なんだと、長期にわたって準備をされて、それでSACHICOという成果ができたというところがございます。この手引を見て、ほかのワンストップ支援センターを作ろうという動きがもっと活発化すれば、それが手引の目的でもありますので一番うれしいわけですが、でも、何もないところからやはり作れないのだろうと思うのです。

では、各地域でどのような産婦人科医にお願いできるのだろうかとか、どこが相談センター機能を担えるのだろうかとか、そういった財産が地域にないとなると、むしろそれの方が問題になってくるわけです。なので、一挙にワンストップとまではいかないまでも、性犯罪被害者対応といったときに、こういった支援・連携が必要になるのか、その知識をむしろ皆様に事前に持っておいていただきたい。なので、この手引の内容は、うちは難しいな、まだ先のことだなと先延ばしにせずに、とりあえず手引の内容は御承知おきいただきたいと思います。

また、今年の「犯罪被害者白書」は性犯罪被害者に特化した施策を特集してございまして、その中には、手引を作るに当たって実際にヒアリングを行って、性犯罪被害者のどういう二次的被害があったのかも、簡単ではございますが載せてございます。その二次的被害と簡単に言っているのをどうということなのかというのを、皆様は犯罪被害者に会うことが多分なかったと思うので、是非内容を一読して、こういう状態になるのかということを知っておいていただきたいと思います。

ワンストップ支援センターの関係でいきますと、そもそも、例えば女性センターや男女共同参画センター、名称は様々だと思うのですが、管内にどれぐらいの自治体がそういうセンター的な、女性が駆け込める相談センターを持っているか、どの程度把握されておられるでしょうか。そういった女性のセンターというふうに名称は打っているのだけでも、どういった支援を具体的にしているのだろう。名目上、どういった支援が実際にできているのだろう。そういう被害者の現状のニーズというのをどのように把握されておられるのかというのは、内閣府の我々からは、現場のニーズというのが現にどういうふうな形で不足しているのかということに、実は若干距離感があるところでございます。皆様におかれましても、できればそういう情報収集で、そのニーズを把握されて、それに不足するのであれば埋めていく方法で各都道府県あるいは政令指定都市における被害者支援のオプションを広げていくという形で施策を立ち上げていただきたい、そういうきっかけになればと思います。

何度も繰り返し出ているところでございますが、性犯罪だけではなくて、この手引においては性暴力被害という形で、わざわざ性暴力という言葉を入れてございます。これは、性犯罪、それは警察の方で支援してくれるでしょうという、警察幻想とでもいうのですか、性犯罪被害者支援は警察頼みでは済みませんという念押しだと思ってください。

路上でひたたくりに遭ったと言ったら、大抵みんな警察に行くのです。けれども、レイプ被害者が常に警察に行くという前提では性犯罪被害者支援ができないということです。だれにも相談できない、人に知られたくないという気持ちや、だれに相談して良いか分からない。実際は、今は警察でも、先ほど御案内にもありましたように、女性警察官とかがちゃんととりあえず相談を受けて、それこそ病院につなげたり、それなりの支援情報を与えたりというようなサービスもしているのです。必ずしも事件化しなくても良いのですけれども、イメージとして被害届を出しに行く先というイメージにどうしてもなってしまう。警察に行ったらどんなことに巻き込まれてしまうのだろう、怖いというところもあるわけです。警察は警察でそのイメージを払拭していかなければいけないのですけれども、ただ、警察にコアの機能として捜査活動があるというのも、これは致し方ない。これ自体を否定するわけにはいきませんので、その辺がこの被害者支援のバランスの難しいところなのかなと思っております。

そもそも、ワンストップ支援センターで提供すべきと考えております支援は、加害者を検挙するのとは別の形の支援でございます。核たる機能は相談センター、必要な支援につ

なげていくという部分と産婦人科医療です。地方自治体としても、被害者支援ニーズとして警察に任せているのでは足りない部分として御理解を是非深めていただきたいと思います。

先ほど御質問もありましたが、韓国との違いですけれども、では、ワンストップを作るために国は予算を出すのかということで、現状そういった予算はないというところです。とりあえず手引で、この情報で世間に周知を図る。もう先にスタートしている動きについては、それを一層促進していただく手助けになればとは思うのですけれども、これから関係省庁さんとの関係で、今後、国として性犯罪被害者支援にこういった形で取り組んでいけるのか、検討は鋭意していきたいと思っております。その合間でも可能な自治体でありますとか、団体が1つでも2つでも設置していただける、あるいはそれに近い形でネットワークを組み始めていただけるとなれば、その分、少しでも先行して被害者のためになるかと思しますので、こういった形となりました。

韓国は、実は性犯罪被害者に限らないのですけれども、財源が一般の国税というか、税金とは別の財源を確保できていまして、それは罰金から持ってきてしまう。必ずしも性犯罪ではないのです。あるいは暴力的犯罪への罰金に限るわけではないのですけれども、その仕組みを作ってしまったのです。その意味で、犯罪被害者のためだけに使える予算というのが実はできているのです。一部、女性省がやっておられる性犯罪被害者支援の方にもそういうのを回せる形になっていると伺っております。

残念ながら、そういった枠組みは日本の場合は作れない様子です。ただ、それぞれ関係省庁が今、現にやっている施策をどれぐらい、どういう形で広げて効率的に支援に回せるのかというのは、やはり検討の余地もあるでしょうし、無駄な支援を重複してやってもしょうがないので、できる限り無駄を省いた形で、皆様にもこういう形で御協力していただけるのではないのでしょうかという形でお話ができるようになれば良いなと思っております。

ただ、当室の持っている予算枠に限って言いますと、皆さん御承知のように、毎年モデル事業として、自治体における被害者支援のための取組みに関して若干お手伝いをさせていただいてございます。残念ながらハコモノであるとか、こういうワンストップの備品を買うとか、そういうものには使えないのですけれども、クリエイティブに自治体の方で御提案いただければ応じられるかもしれませんので、是非積極的に御検討いただけたらと思います。

手引は、今週公表いたしました。ホームページでもアップしてございます。追って、製本版につきましては御担当者様の方にお届けする予定でございます。なので、どうぞ各自治体の中でも緊密な連携という、支援のサポートの連携の必要性ということの周知を図っていただけたらと願っております。

別途、厚生労働省さんの方からは、各地の産婦人科医会などにもこういった手引を出しましたという御連絡を、周知をこれから動かれると思います。そういつて、皆様のところ

ではないかも知れないけれども、別途、他のルートで、県であるとか、政令指定都市であるとかという形でこういう手引ができたという御連絡は行くかも知れません。なので是非、この手引を読んでいただきたいと思います。

ちょっとワンストップ支援を離れましてお願い事項なのですが、是非機会があったら皆様の取組みを教えてください。条例の有無などは白書とかにも載せているように一覧表化しているのですが、あれは別に通信簿のつもりで作っているわけではないのです。こういうのをやっておけば必要最低限クリアーしていますよというような趣旨でもありません。どうせ何かの制度をせっかく作るのであれば、被害者のニーズを踏まえて柔軟に発展させていっていただきたいと思っておりますし、そういった大きなものでなくても、もっと小さな地道な取組みと言いますか、あるいは工夫のレベルなのかも知れないのですが、きらりと光る、参考となるというようなものがあったら、是非当室に御連絡いただきたいと思います。

情報共有は、この年1回の会議だけだともったいないという感じを持っておりまして、一番奥に座っております麻上というのがこれからメールマガジンを気合を入れて編集しますので、どうぞ皆さんが読んで、面白いねと、うちでも使えないかなと、読んでいただけるような情報発信をしていきたいと思っておりますし、逆にそのネタを頂けたらと思っております。

私も偉そうにここでしゃべっておりますけれども、着任して数か月で、個々の自治体レベルだからこそ、現場に近いからこそその御苦勞がいろいろあるのではないかと考えております。それを是非学ばせていただきたいと思っておりますので、お叱りの部分も含めて、いろいろ御意見の程をよろしくお願い申し上げます。